

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

## 1. 現状

### (1) 地域の災害等リスク

#### (洪水：ハザードマップ)

栃木市の「栃木市地域防災計画」並びに「栃木市防災ハザードマップ」によると、当会管内の4地区(藤岡地区、三鴨地区、赤麻地区、部屋地区)全ての一部地域において、5mを超える浸水想定区域並びに、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)が指定されている。

なお、当商工会は浸水想定0.5m未満の区域に位置している。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

藤岡地域内の製造業においては、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

#### (土砂災害：ハザードマップ)

当地域は、北西部の佐野市との境界の山地(三轟山)以外はほとんどが平地である。「栃木市地域防災計画」及び「栃木市防災ハザードマップ」においても、土砂災害警戒区域等に指定された場所は一か所あるが、周辺に家屋は無い。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

#### (地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が藤岡地域において今後30年間、全域で6.0~26.0%以上である。旧町中心部の藤岡地区では26.0%~100%である。商工業者へのリスクとしては、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、藤岡地区藤岡駅周辺は事業者が密集しており、火災による被害に加え、販路の縮小や商圈の喪失などのリスクも存在する。

#### (その他)

当地域の渡良瀬川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成27年の関東・東北豪雨において大雨、洪水等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

この豪雨により東部の部屋地区では広範囲に渡り甚大な浸水被害を被った。浸水深は、1mを超えた箇所もあり幹線道路の通行止めによる物流の停滞、建物の損傷、倒壊などのリスクが想定される。

#### (感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当地域においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工業者へのリスクとしては、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等による売

上の急減、海外工場の操業停止や部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱による受注の停止などが想定される。また、従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなるリスクも存在する。

### **感染症のリスク**

感染症が流行した場合に想定されるその影響等は、次のとおり。

#### **① 売上の減少**

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・ 不要不急の外出自粛
- ・ 式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・ 宴会、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・ 学校休校
- ・ 風評被害
- ・ 先行き不安による消費マインドの低下

#### **② 仕入・調達等の支障**

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・ 工場、物流（海外を含む）の停止
- ・ 原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 生産、工期の遅れ
- ・ 生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

#### **③ 事業継続への影響**

- ・ 資金繰りの支障
- ・ 本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・ 学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・ 営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・ テレワーク、時差出勤への対応難

### **(サイバー攻撃)**

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

### **サイバー攻撃のリスク**

サイバー攻撃により想定されるその影響等は、次のとおり。

#### **① 機密情報の搾取・金銭の獲得・業務の妨害**

- ・ 被害者への損害賠償などの支払い
- ・ 取引停止、顧客流出

- ・ネットの遮断などによる業務効率のダウン
- ・従業員の士気低下

### (その他事業継続リスク)

その他商工業者への事業継続リスクとして不慮の事故等が想定される。

#### その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

##### ① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

##### ② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

## (2) 域内の商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査より)

- ・商工業者等数 623者
- ・小規模事業者数 511者

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	140	140	地域内に広く分散している
	製造業	100	74	地域内に広く分散している
	卸売業	28	21	地域内に広く分散している
	小売業	113	83	藤岡中央通りに多い
	飲食店・宿泊業	39	28	幹線道路沿いに多い
	サービス業	143	118	地域内に広く分散している
	その他	60	47	地域内に広く分散している
	合計	623	511	

## (3) これまでの取組

### 1) 栃木市の取組

- ・防災計画の策定(地域防災計画2022年3月修正、水防計画2022年3月修正)
- ・防災ハザードマップの作成(2023年6月改定)
- ・防災の研修会・講演会、防災訓練の実施
- ・災害情報の発信
- ・防災備品の備蓄
- ・令和元年東日本台風復旧ロードマップ作成と各施策の実施
- ・栃木市国土強靱化地域計画の策定(2021年3月策定)

## 2) 藤岡町商工会の取組

- ・ 会員被災情報の収集
- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・ 上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という。)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・ 防災備品(スコップ、懐中電灯等)の備蓄
- ・ 商工会による防災訓練の実施

## 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況(R7年度)

- ・ 会報「商工会NEWSふじおか」へBCP策定の事例を掲載 1回
- ・ 商工会ホームページへ栃木県のBCP支援情報を掲載 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化支援計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

## 2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて商工会、市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

### 【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 栃木市産業振興部商工振興課、栃木市内5商工会、栃木商工会議所間で、必要に応じて本計画における災害リスクや支援の方針を協議する。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、東京海上日動火災保険株式会社、全国商工会連合会と連携しているあいおいニッセイ同和損害保険株式会社など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## 3. 目標

自然災害に対しては、栃木市地域防災計画を踏まえつつ、当地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、栃木市と藤岡町商工会が連携して取り組む。地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、当地域、ひいては栃木市全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

### (目標)

- ・地域内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・地域内の生活を支えるインフラ関連(小売業・建設業・サービス業等)が集積する藤岡地区の小規模事業者を中心に面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、地域内全体の小規模事業者の事業継続力強化に繋げる。
- ・支援においては、(地域内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が低いことから、) 事業者BCPの策定支援に加え被災時の事業継続力強化として、損害保険の加入などのリスクファイナンスの取組を促進する。

### **(目標設定)**

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年1者に対して事業者BCPの策定支援を行う。
- ② 損害保険加入の取組を1者に対して行う。
- ③ 上記目標達成のため、全会員に対しBCP関連の情報発信を行う。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

## 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

## 2. 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局HP掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。  
(HP:[https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522\\_risk\\_finance\\_sheet\\_press.html](https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522_risk_finance_sheet_press.html))
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・管内事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

### (3) フォローアップ

- ・栃木市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業（専門家派遣）を紹介する。  
(HP:<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

#### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ 広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・ 同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

#### (5) 関係団体等との連携

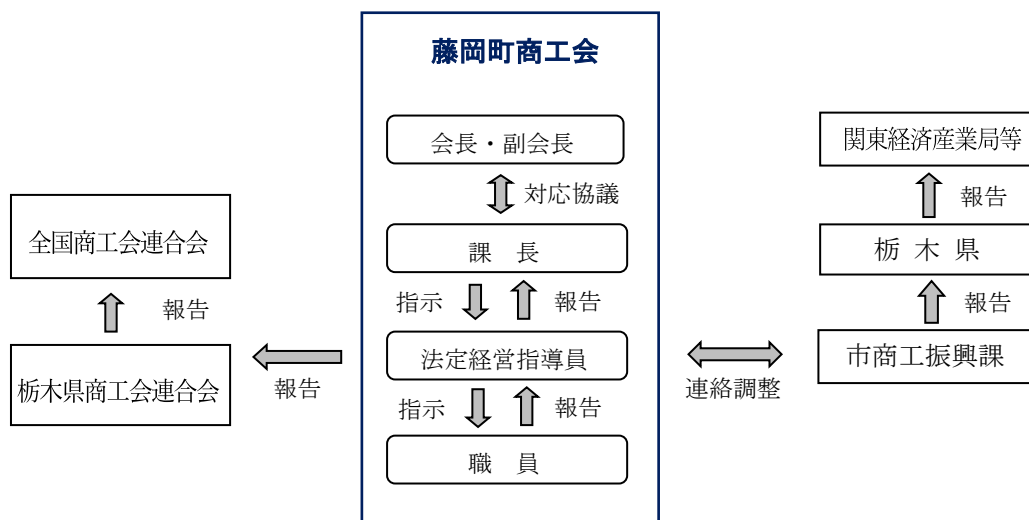
- ・ 連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社、全国商工会連合会と連携しているあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社、全国商工会連合会と連携しているあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・ 連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。

#### (6) 訓練の実施

- ・ 自然災害（平成 27 年関東・東北豪雨・令和元年台風 19 号等と同規模）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### 3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・ リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・ 風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



## 4. リスク発生時の対応

### (1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。  
なお、大規模災害発生の日安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

#### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

#### 2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・市は、り災証明書等の発行により、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

#### 3) 被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の間隔で被害情報等を共有する。  
なお、情報共有は別紙様式（「7県への被害情報の報告」で示す様式1）で行う。

発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

#### 4) 被害情報の報告

- ・市と商工会とで情報を共有した上で、市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては商工連が定める期日までに商工連に対しても報告を行う。

### (2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の日安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

#### 1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・市で取りまとめた「栃木市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対

策を実施する。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、栃木市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

## **2) 地域内事業者に対するリスクの周知**

- ・今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について地域内事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

## **3) 地域内事業者の被害状況の確認**

- ・市は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

## **4) 被害情報の共有・報告**

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、市と商工会とで情報を共有した上で、市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては商工連が定める期日までに商工連に対しても報告を行う。

# **(3) 被災事業者に対する支援**

## **1) 応急対策時の支援**

- ・相談窓口の開設方法については市と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「り災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導（又は撮影）する。

## **2) 復旧・復興支援**

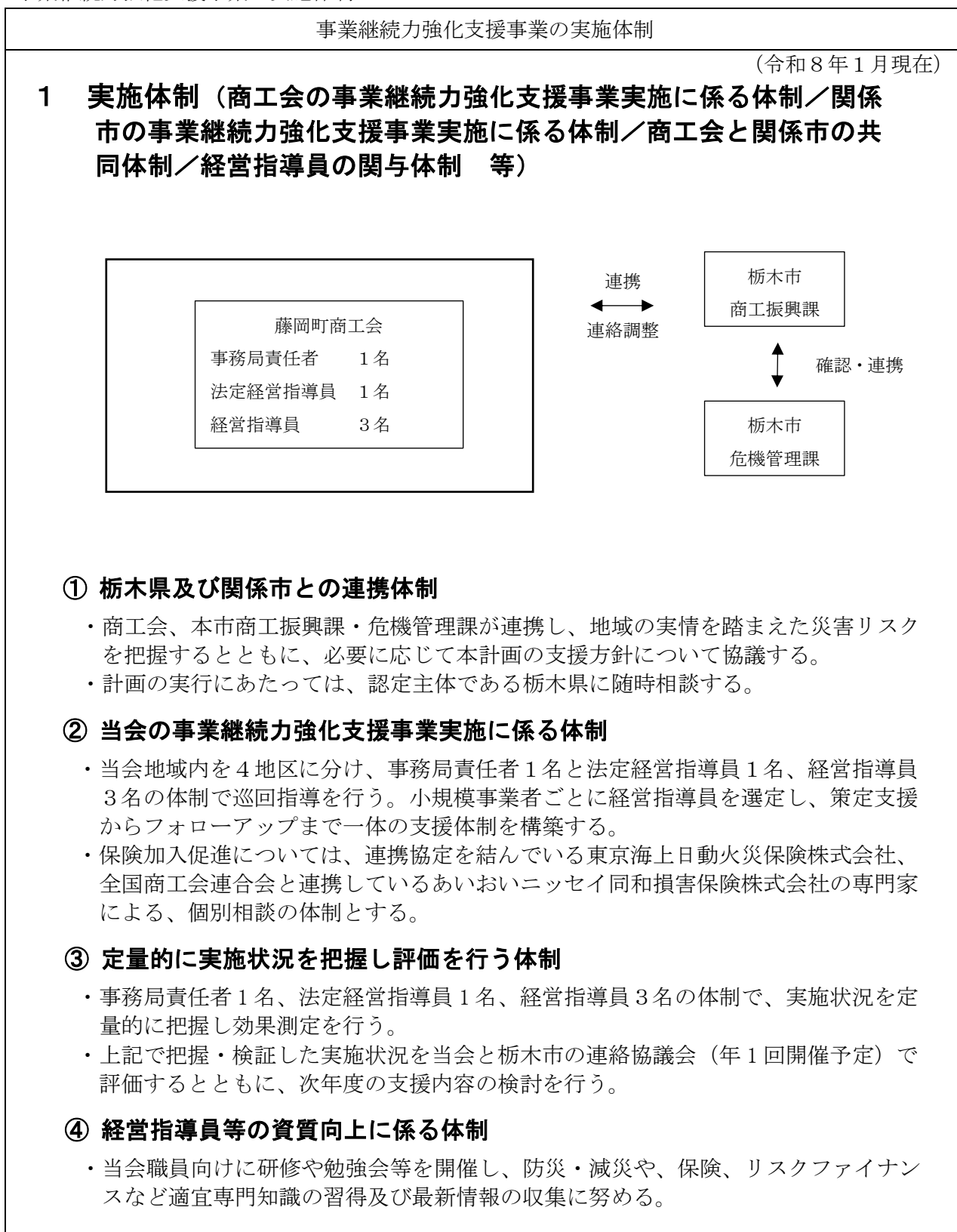
- ・国、県の方針に従って、市と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

## **※ その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



## 2 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

### ① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山口 俊也（連絡先は後述（3. ①）参照）

### ② 法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

## 3 商工会、関係市連絡先

### ① 商工会

藤岡町商工会 経営指導課・総務課

〒323-1104 栃木市藤岡町藤岡 1361

TEL：0282-62-2006 / FAX：0282-62-1089

E-mail：fujioka\_net@shokokai-tochigi.or.jp

### ② 関係市

栃木市役所 産業振興部 商工振興課

〒328-8686 栃木市万町 9-25

TEL：0282-21-2371 / FAX：0282-21-2683

E-mail：syoukou@city.tochigi.lg.jp

## 4 被害情報報告先

### ① 栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL：028-623-3173 / FAX：028-623-3340

E-mail：shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

### ② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL：028-637-3731 / FAX：028-637-2875

E-mail：soshiki\_fed@shokokai-tochigi.or.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	50	50	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	80	80	80	80	80
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	40	40	40	40	40

## 調達方法

会費収入、伴走型補助金、栃木市補助金、事業収入 等